

No. 2

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
岡崎市	環境部 廃棄物対策課	0564-23-6871	直通	0564-23-6536
住所	〒444-8601 岡崎市十王町2-9		担当者氏名	本 多
URL	http://www.city.okazaki.lg.jp/index.html	E-mail	haikibutsu@city.okazaki.lg.jp	

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	自主的に設置	建替又は増築に伴う設置	雨水貯留槽への転用又は撤去
5人槽	550,000	444,000	90,000
7人槽	729,000	486,000	
10人槽以上	942,000	576,000	

(2) [2020年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
4	22	4					30

前年度実績基数 (30基)

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く市内全域
 - ①下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項により定められた予定処理区域
 - ②岡崎市農業集落排水事業分担金条例(平成5年岡崎市条例第12号)第3条の規定に基づき市長が公告した排水区域
 - ③その他市長が特に定めた区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象浄化槽]

次の各号のいずれにも適合するもので市長が認めるもの

ア次のいずれかに該当すること(高度処理型浄化槽)

- ①総窒素濃度が20mg/l(日間平均値)以下又は全磷濃度が1mg/l(日間平均値)以下の機能を有するもの
- ②総窒素濃度が20mg/l(日間平均値)以下及び全磷濃度が1mg/l(日間平均値)以下の機能を有するもの

イ浄化槽の消費電力が別表1に定めるとおりであること(環境配慮型浄化槽)

別表1

(単位 W)

人槽(人)	通常型 (BOD20mg/l以下)	BOD10mg/l以下	りん除去型
5	39	53	83
7	55	75	90
n(10~)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

(6) [補助対象者]

- ①申請日時時点で撤去又は雨水貯留槽へ転用するみなし浄化槽又はくみ取り便槽が設置されている建築物の所在地に住民登録がある者(個人に限る。)ただし、申請日時時点で設置場所に住民登録が確認できない場合において、その理由がやむを得ないものとして市長が認める場合は除く
- ②市税に滞納がない者

(7) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②補助金の交付決定前に浄化槽の工事に着手した者
- ③申請日時時点で、撤去又は雨水貯留槽へ転用するみなし浄化槽又はくみ取り便槽が設置されている建築物の所在地に住民登録がない者。ただし、申請日時時点で設置場所に住民登録が確認できない場合において、その理由がやむを得ないものとして市長が認める場合は除く。
- ④市税の滞納がある者

(8) [市費補助金等交付申請書に添付する書類]

- ・提出期限:法第5条第1項に基づく設置の届出をした日から、法第5条第2項に基づく審査期間を経過した後、もしくは建築基準法第6条第1項または第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた後

- ①岡崎市浄化槽転換設置整備事業計画書
- ②設置工事見積書若しくはそれに代わるもの
- ③撤去工事見積書又は転用工事見積書若しくはそれに代わるもの
- ④浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
- ⑤浄化槽調書の写し（建築確認による場合）
- ⑥設置場所付近の地図
- ⑦浄化槽の設置又は撤去（転用）位置並びに排水経路を示す図
- ⑧設置する補助対象浄化槽の算定基準となる建築物の見取り図
- ⑨指針が適用される補助対象浄化槽にあつては、浄化槽登録証の写し
- ⑩設置する補助対象浄化槽の構造図面
- ⑪指針が適用される補助対象浄化槽にあつては、当該指針に適合したことを証する登録浄化槽管理票C票
- ⑫「浄化槽機能保証制度」の対象となる補助対象浄化槽にあつては、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が保証登録したことを証する書面
- ⑬浄化槽を設置する者が浄化槽設備士であることを証明する書面の写し（昭和62年以前の浄化槽設備士の資格者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも併せて添付）
- ⑭市税の滞納がないことを証する書類（直近1か月以内のもの。写し可）
- ⑮設置する補助対象浄化槽の人槽の算定基準となる建築物を借りている者にあつては、建築物の所有者の承諾書
- ⑯その他市長が必要と認める書類

（9）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：当該年度の2月末日まで
- ①収支精算書
- ②設置工事収支精算書
- ③撤去工事収支精算書又は転用工事収支精算書
- ④領収書の写し（原本証明をしたもの）
- ⑤工事チェックリスト
- ⑥工事請負契約書の写し
- ⑦浄化槽法定検査契約書の写し
- ⑧浄化槽法定検査依頼書の副本
- ⑨浄化槽維持管理（保守点検及び清掃）契約書の写し
- ⑩最終清掃実施記録の写し
- ⑪工事完了後の浄化槽の設置又は撤去（転用）位置並びに排水経路図を示す図
- ⑫工事写真
- ⑬承認申請を伴う変更以外で交付申請の内容に変更があつた場合は、岡崎市浄化槽転換設置整備事業補助金交付申請に関する変更届及びその変更に関する書類
- ⑭浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑮浄化槽使用開始報告書の写し
- ⑯その他市長が必要と認める書類

（10）【 その他 】

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯蓄槽など）に上限9万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください